

(陳受18第27号)

福祉三団体再編に関する陳情

受理年月日

平成18年8月30日

陳情者

吉祥寺東町2-30-9
直江琢児

陳情の要旨

私は、福祉公社有償在宅サービスの利用者です。親族に負担をかけず、自助努力で人生を送ろうと、福祉公社の利用者になりました。

公社は、私のこれからの人生にとって、なくてはならないものです。

担当のソーシャルワーカーや看護師とは、家族同様の日常生活の頼みです。これから、公社と任意後見契約をして、老い支度を整えようと考えています。武蔵野市のこの制度は、他の自治体の追随を許さないすぐれたものです。

しかしその公社が再編で解散するという話を聞きました。解散すると無効なので、権利擁護係の担当者は、今、任意後見契約を受けられないと言っています。

老い支度は78歳の私にとっては、待ったなしのものです。先日、コミセンで年配の2人の女性が、福祉公社がなくなるらしいという話をしていました。2人とも、不安そうな顔をしていました。

どうか、公社をなくさないでください。具合の悪い時に、夜中でも飛んで来てくれる。不安がある時に、電話すればすぐに答えてくれる。そんな高齢者のつえである公社をこれからも、市の老人福祉の中心に位置づけ、発展させてください。

以上陳情いたします。